

6歳未満の乳幼児の診療への加算(55点)が新設 12月15日から算定可能(コロナ臨時的取り扱い)

(12月14日中医協総会承認、12月15日厚労省事務連絡)

6歳未満の乳幼児の診療に対する加算(55点)が、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いとして新設され、12月15日から算定可能となりました。

下記の要件を満たして6歳未満の乳幼児を診療した場合、初診・再診に関わらず、通常の乳幼児加算等の加算とは別に、さらに55点を加算できます。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いのため、算定期間は現在のところ、来年2月28日までとされております。

すでに算定は可能ですが、昨日事務連絡が発出されましたので、レセコンへ反映されていない場合もあるかと思ひます。レセコンの設定については、それぞれの業者へ問い合わせをお願いいたします。

算定区分	乳幼児感染予防策加算(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い) ※電子レセプトの区分 A999-00
算定点数	55点 ※乳幼児加算などを加算した初診料・再診料とは別にさらに算定できます
算定要件	・6歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療(下記QAもご参照ください) ・その診療等に当たって、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得る
算定できる期間	2020年12月15日～2021年2月28日 ※「2021年3月診療分以降の取扱いについては、令和3年度予算編成過程において検討することとしている点に留意」とされています。
留意点	電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合は、算定できません

Q. 小児の外来診療等において「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

A. 「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症 2019(COVID-19)診療指針・第1版(小児COVID-19 合同学会ワーキンググループ)」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

【院内感染防止等に留意した対応の例】

- ・ COVID-19 に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施すること。
- ・ 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること。
- ・ 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に 70～95%アルコールか 0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと。